

進化する福祉車両

6月6日～8日とポートメッセなごやで今年もウェルフェアが開催され、車椅子乗降の実演をのぞいてみました。ある自動車メーカーのウェルキャブ開発の視点は次の5つで

- ① 介助者・運転者にやさしい
- ② 目が届きやすい助手席や運転席後方に座れる
- ③ 乗降性がよい
- ④ 居住性が高い
- ⑤ リーズナブルな価格

このうち①は勿論安全性のことだと思えますが、この6月から全席シートベルトの着用が義務づけられたこともあり、車椅子の方のシートベルトは車種によっては2点式のものもあるようで、衝突時の安全性が気になりました。



ヘルパーさん募集！！

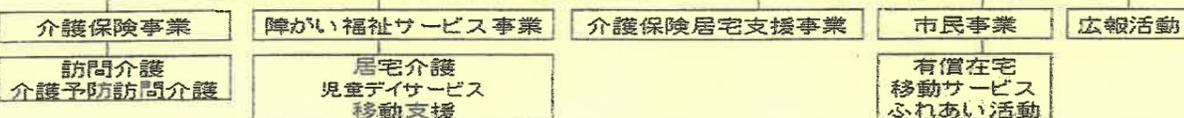
あなたのヘルパー2級の資格を活用しませんか？
また、お知り合いでヘルパーさんをご存知でしたら紹介して下さい。

問い合わせ先 電話 73-8707

月	会員数				市民事業								介護保険				障害福祉サービス							
	協力	利用	賛助	合計	有償活動		ふれあい活動				介護予防		訪問介護		居宅支援		移動支援		児童デイ					
					在宅	移動サービス	福祉有償	自家輸送	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間		
5月	50	95	56	201	210	208	216	118	2	3	30	5	87	94	105	854	922	13	326	380	52	128	23	192
合計					3,163	3,404	2,205	1,559	24	51	496	49	894	1,164	1,276	8,939	9,981	43	3,648	4,169	438	1,160	257	2,428

NPO法人一宮まごころ

事業内容



8月の定例会

日程 平成 20 年 8 月 3 日 (日)
定例会 9:30～10:00
勉強会 10:00～12:00



『介護領域でのレクレーションの意味を知る』

7月の予定

- 1日 (火) 会報「まごころ」発行
ミニデイサービス
- 2日 (水) サービス提供責任者会議
- 3日 (木) ふれあいサロン
- 6日 (日) 定例会・定例勉強会
安全運転追加講習
- 7日 (月) 指定障害福祉サービス
事業者等集団指導(名古屋)
- 8日 (火) ミニデイサービス
- 9日 (水) サービス提供責任者会議
- 10日 (木) ふれあいサロン
あいち福祉ネット理事会
- 15日 (火) ミニデイサービス
- 16日 (水) サービス提供責任者会議
- 17日 (木) ふれあいサロン
福祉とボランティア活動展分科会
- 20日 (日) 障がい児童と家族の宿泊研修
- 22日 (火) ミニデイサービス
運営委員会
- 23日 (水) サービス提供責任者会議
児童デイ事務局会議
- 24日 (木) ふれあいサロン
児童デイサービス定例会議
- 29日 (火) ミニデイサービス
- 30日 (水) サービス提供責任者会議
- 31日 (木) ふれあいサロン

まごころ

特定非営利活動法人一宮まごころ

〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6

TEL 0586-73-8707 Fax 0586-73-8870

E-mail magokoro@owari.ne.jp

ホームページ http://www.owari.ne.jp/~magokoro/

第15回 総会開催

六月一日(日)、平成二十年の総会が開催されました。
平成十九年度の活動・事業報告及び会計と監査報告のあと平成二十年の活動・事業(案)及び予算(案)が審議、了承されました。
十九年度は市民事業に百十六万円を介護保険から、また児童デイサービス事業に百三十四万円を障害福祉居宅事業からそれぞれ補填した説明がありました。
二十年度の児童デイサービス事業は経過措置の最後の年でもあり、介護保険事業と同様にニーズに即したサービスを継続するための大切な年になることを確認致しました。

市民活動を活性化して元気な一宮市になろうと市も市民も動き出そうとしています。まごころの市民事業(有償在宅支援・移動サービス・ミニデイサービス等)も大切な活動として継続できるように努力したいと思えます。ご支援お願い致します。
平成二十年年度理事・監事は次のように決まりましたので宜しくお願いたします。
理事 諫山和敏/代表
小川裕紀子/介護保険担当
小野木みどり/障害福祉担当
川崎ユミ子/居宅介護支援担当
小林秀子/ワーカー代表
桑原久美子
監事 神田明夫

◆障害福祉サービス利用者負担額が改正(平成20年7月より)

平成21年度からの「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に先立ち、利用者負担が見直しされ、低所得の障害者の居宅・通所サービスに係る月額負担上限額が更に引き下げられます。所得の算定については、現行の世帯単位での算定から、本人と配偶者のみの所得に変更します。

※資産要件、補装具費、高額障害福祉サービス費に係る世帯合算についても同じ取扱い

《障害者》	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯	
	本人収入		所得割	
居宅サービスの月額負担上限額	80万円以下	80万円超	16万円未満	16万円以上
本来月額負担上限額	15,000円	24,000円	37,200円	
軽減措置	現行	3,750円	6,150円	9,300円
	見直し後	1,500円	3,000円	37,200円



《障害児》	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯	
	生計中心者収入		所得割	
居宅サービスの月額負担上限額	80万円以下	80万円超	16万円未満	16～28万円
本来月額負担上限額	15,000円	24,000円	37,200円	
軽減措置	現行	3,750円	6,150円	9,300円
	見直し後	1,500円	3,000円	4,600円

◇受給者証の「利用者負担上限額」の変更がある方は事務所までご連絡ください。